

## 交付対象者等一覧表

交付対象者			確認書類	申請窓口	
身体障害者	視覚障害	1・2・3・4級	身体障害者手帳 各障害区分の障害程度が左記の者	身体障害者手帳  尼崎市障害福祉課（本庁南館 1 階） 住所：尼崎市東七松町 1-23-1 電話：(06) 6489-6352	
	聴覚障害	2・3級			
	平衡機能障害	3・5級			
	肢体不自由	上肢			1・2級
		下肢			1・2・3・4・5・6級
		体幹			1・2・3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			1・2級
		移動機能			1・2・3・4・5・6級
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害	1・3・4級				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	1・2・3・4級				
知的障害者	障害程度がAの者		療育手帳	尼崎市保健所健康増進課（保健所） 住所：尼崎市七松町 1-3-1-502 フェスタ立花南館 5 階 電話：(06) 4869-3053	
精神障害者	障害等級が1級の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	尼崎市介護保険事業担当（本庁南館 2 階） 住所：尼崎市東七松町 1-23-1 電話：(06) 6489-6343	
妊産婦	母子健康手帳取得の者		母子健康手帳		
高齢者等	要介護状態の区分が要介護1・2・3・4・5の者		介護保険被保険者証	兵庫県各窓口（兵庫県ホームページ参照）	
傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載のある者		医師の診断書・意見書等（「歩行が困難である」ことの記載必要）、身分証明書（運転免許証、保険証等）		
その他歩行が困難な方	知事が認める者		県障害者支援課にお問い合わせください		

利用証の有効期限は交付対象者により異なります。